



福岡医発第637号（地）

平成21年6月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

「地域医療再生基金」に関するスケジュール及びQ＆Aについて

「地域医療再生基金」につきましては、先般より、情報提供をさせていただいている
ところであります。

今般、別添のとおり、「地域医療再生計画のスケジュール（予定）」及び「地域医療再
生臨時特例交付金に関するQ＆A」を厚生労働省より入手した旨、日本医師会より情報
提供がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしく
お願い申し上げます。

地域医療再生基金の概要

総額3,100億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画（地域医療再生計画）に基づく都道府県の取組を支援

計画

- 計画の対象地域は、二次医療圏が基本。ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能。
- 複数年度（25年度末まで）にわたる取組を支援。
※ 施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
 - ・ 施設・設備整備費、運営費ともに使用可能。
 - ・ 県全体で実施した方が効果的な事業（医師確保事業等）は、県全体を対象として実施することも可能。

経費

- 1地域につき100億円（10箇所以内）又は30億円を上限に分配。
- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。

手続の流れ

①計画の提出（順次）
（～10月中旬頃まで）

都道府県

基金

随時相談

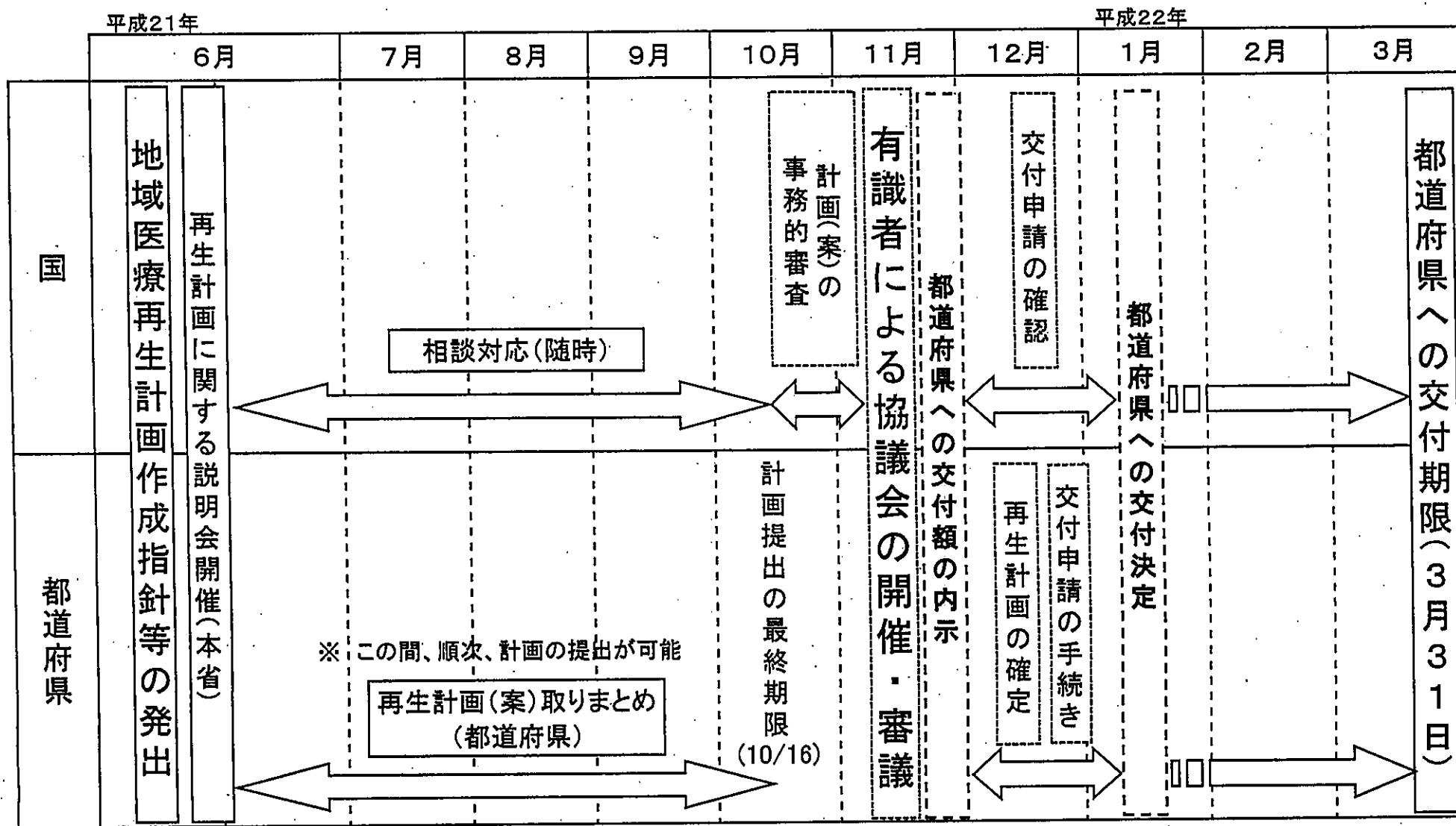
③交付金の交付
（計画承認後順次）

厚労省

②計画の審議（順次）
（～11月下旬頃まで）
※ 大型案件は別途調整

有識者による
協議会

地域医療再生計画のスケジュール(予定)



※ 30億円程度の計画については、計画の提出状況に応じて、順次、審査を進めることとしている。
 ただし、100億円程度の計画については、有識者による協議会において、一括して審議を行う。

地域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A

質 問	回 答
＜再生計画について＞	
1 各計画の対象地域は、二次医療圏になるのか。県全体で一つの計画とすることはできないのか。	二次医療圏を基本とする地域が原則。ただし、合理的な理由のある範囲で周辺の地域を含めることが可能。また、県全体に効果的な事業（寄附講座、奨学金、医師のキャリア形成につながる研修プログラムの開発等）を含めること、二次医療圏の周辺の地域を含めることなど、柔軟な設定も可能なので、工夫をお願いしたい。
2 計画期間中に対象地域を変更してよいのか。	原則として、そのような変更は認められない。対象地域に広がりが予想される場合には、当初から計画に盛り込むことを検討されたい。
3 2つの異なる地域を対象に計画を定める場合、都道府県として1本の計画を作るのか、地域ごとに作るのか。	対象地域ごとに作成していただきたい。
4 計画作成にあたり、モデル例に示されている各種データについて、あくまで例示という理解でよいのか。	お見込みのとおり。
5 100億円程度の計画と30億円程度の計画の違いは、規模だけか。	交付要綱において、100億円程度の計画は「医療機関の再編その他の地域における医療課題の解決に必要な事業」と、30億円程度の計画は「医療機関の連携その他の地域における医療課題の解決に必要な事業」とそれぞれ整理しているところ。
6 個々の医療機関の施設整備のみを目的とした計画は可能か。	地域医療再生計画は、地域が直面する課題を地域全体で面的に解決することを目的として作成するものであり、課題の解決のために個々の医療機関の施設整備が必要となる場合に計画に盛り込むものである。

質 問	回 答
7 計画期間終了後に実施する事業は5年先の話となり、見込みとならざるを得ない。また、国庫補助のメニューも変わっている可能性がある。	見込みにならざるを得ないことは承知しているので、計画期間終了後に実施することが必要と見込まれる事業について記載していただきたい。また、例えば計画期間中に国庫補助のメニューが新設・廃止された場合には計画の変更も可能である。
8 計画策定にあたり、医療審議会・医療対策協議会以外の機関へ諮ることは可能か。	各県でこれらの組織に準ずるものがあるならば、その意見を聴くことでも差し支えない。
9 医療計画と地域医療再生計画の関係如何。	医療計画と地域医療再生計画の調和に留意するのが原則であるが、地域医療再生計画の実施により地域医療が医療計画より一層改善される場合には再生計画の内容に応じて医療計画を見直すこともあり得る。
10 提出可能な計画数はいくつか。	提出する計画の数に特段の上限は設けていないが、予算上の制約があるため、都道府県において、計画ごとに優先順位を明確に付けていただきたい。
11 締め切りよりも前に提出した計画については、先に認めてもらえないか。	30億円程度の計画については、締め切り前に提出された場合、計画の提出状況に応じ、順次、審査を進めることとしている。 ただし、100億円程度の計画については、有識者による協議会において一括して審議する予定。
12 再生計画の承認に際し、22年度の早めに執行する計画が有利か。	地域医療の諸課題をできるだけ早期に解決していくことが求められているが、まずは、再生計画の内容や熟度を高めることを優先して取り組まれない。
13 計画を審査するに当たって国で採点基準のようなものがあるのか。	審査にあたっては、作成指針の別紙「留意事項」を重視したい。

質 問	回 答
14 100億円程度の計画として計画が承認されなかった場合、30億円程度の計画として再度申請することができるか。	100億円程度の計画として承認されなかった計画について、30億円程度の計画に変更できる。 ただし、有識者による協議会の審議を経た後に経費を縮小した計画を準備するのでは、十分な検討時間を確保できないことが想定されるため、あらかじめ、30億円程度の交付金ならば、どのような事業を実施するか検討していただきたい。また、計画ごとの優先順位を付けていただきたい。 なお、計画の作成途中においては、厚生労働省によく相談していただきたい。
<対象事業等について>	
15 県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象となるか。	再生計画に盛りまれているのであれば対象となる。 なお、地域医療再生臨時特例交付金は、全額を地域医療再生基金として積み立てる必要があり、地域医療再生基金から取り崩したものについては、地域医療再生計画に定める事業（既の実施している事業を除く。）のうち、県の計画作成費など平成21年度に行うものの経費に遡って充当することはできる。
16 交付決定前に事業に着手することは可能か。	同上。
17 公立病院の整備は病院事業債の対象となるが、基金の対象となるか。	対象となる。
18 公立病院等の国庫補助対象になっていない事業は対象か。	対象となる。
19 既に一般財源化されている医療施設の整備についても基金の対象となるのか。	対象となる。

質 問	回 答
20 医学部定員増に伴う大学の施設・設備整備についても基金は使えるのか。	地域の医療課題の解決につながるならば可能。ただし、文部科学省の国庫補助事業がある場合、そちらを優先的に活用願いたい。 なお、国立大学法人への支出については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき総務省への協議が必要なため、総務省ともよく相談されたい。
21 ソフト事業における人件費などのランニングコストに充当してもよいのか。	対象となる。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、地域医療の継続的な確保がなされるよう十分配慮していただきたい。
22 「既に実施している事業」については、本交付金を充当することができないが、具体的な解釈如何。	「既に実施している事業」とは、平成21年4月10日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体の予算に計上された事業をいう。 例えば、施設整備については、平成21年度当初予算に工事費を計上している事業は「既に実施している事業」に当たる。また、平成21年度当初予算に設計費のみが計上されている整備事業は、「既に実施している事業」に当たらない。
23 分娩手当について、国1/3のみ計上し、残りは事業者負担であったものにつき、県も負担する場合、拡充という整理で基金を充当できるか。	「既に実施している国庫補助事業」に当たるため不可。
24 まだ工事に着手していない場合は、「既に実施している事業」に当たらないと解釈してよいのか。	「既に実施している事業」とは、平成21年4月10日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体の予算に計上された事業をいう。 平成21年度当初予算に工事費が計上されている事業でなければ、お尋ねのケースは「既に実施している事業」に当たらないものと考えている。個別ケースごとの詳細な話は個別に御相談いただきたい。

質 問	回 答
25 2カ年工事の場合、まだ着工していない残りの1年分を基金対象に含めることは可能か。	既に着工している施設整備については、「既に実施している事業」に当たる。
26 新型インフルエンザ対策は対象となるか。	再生計画の中に、地域における医療課題として感染症対策が位置づけられ、それを解決するための事業が入ること自体は差し支えない。
27 交付金の対象とならない事業について、再生計画に記載することは可能か。	可能である。なお、交付要綱における「100億円」「30億円」については、1計画当たりの交付額の上限であり、再生計画自体の規模を指しているものではない。
<経費負担等について>	
28 いわゆる補助率はないのか。	一律の補助率は設定していない。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、地域医療の継続的な確保がなされるよう十分配慮していただきたい。
29 県・事業者の負担について、例えば、施設整備等の単発ものであれば負担ゼロということもあるということか。運営経費については、計画後のこともあるので一定は負担すべきということか。	負担ゼロということもあり得るが、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、地域医療の継続的な確保がなされるよう十分配慮していただきたい。
30 新設の県単独事業を行う場合、全額基金でみることも可能か。	可能である。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、地域医療の継続的な確保がなされるよう十分配慮していただきたい。
31 既に実施している事業を拡充する場合の本交付金の充て方如何。	既に実施している事業の経費には充当できないが、新規又は拡充する部分の経費には充当できる。

質 問	回 答
32 計画期間後に継続できないような事業が盛り込まれている場合は、計画が承認されない可能性はあるのか。都道府県の負担割合は決められていないが、都道府県負担を設けている計画の方が有利なのか。	計画期間終了後に継続しない事業について、計画終了後に継続しない事業の内容及び理由を記載してもらうこととしている。 都道府県負担については、再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、地域医療の継続的な確保がなされるよう十分配慮いただきたい。
33 特別交付税との関係如何。	実績に応じて配分される特別交付税については、理論的には過充当になる可能性がある。特に、医学生の奨学金を拡充する場合や公立病院の除却費を新規計上する場合などに過充当となる可能性がある。これらについては、本交付金を先に充当し、残額を対象として特別交付税を充当する。 本交付金を充当した場合には、毎年10月頃実施される特別交付税の調査の際に基金から充当した額につき忘れずに記入をお願いしたい。
<基金について>	
34 基金の準則（条例案）を示す予定はあるか。	予定はない。要綱等を参照いただきたい。
35 基金条例は基金ごとにつくるのか。	条例は、必ずしも個別である必要はない。各県の法規担当とよく相談していただきたい。
36 基金条例は、再生計画の承認前につくることは可能か。	各県においても、速やかに基金の利用が可能となるよう、そのような早期の対応も考えられるが、各県の法規担当ともよく相談していただきたい。